

市議会 いせさき

News From Iseaki
City Assembly Report

平成27年
7月16日
No.53



- 第3回定例会が開かれました
- 伊勢崎市市税条例の一部を改正する
条例案など15議案が可決されました

ラブリバー親水公園うぬぎ

第3回定例会

6月12日～26日

定例会の概要 …… 2P

主な議案の概要 …… 2P

一般質問 …… 3～9P

常任委員会審査 …… 10～11P

議案等審議結果 …… 11P

政務活動費収支報告 …… 12P

各種お知らせ …… 12P

請願・陳情

請願は、市民の皆さんが市に要望や意見を述べることをいいます。

請願は、年齢や国籍などを問わず誰でも提出することができますが、1人以上の紹介議員が必要です。

形式については、右の記載例を参照の上、作成してください。

受理した請願書は、所管の常任委員会に付託し、そこで慎重に審査しますので、請願事項が2つ以上の常任委員会に関連しないよう注意してください。

2つ以上の常任委員会の所管にまたがるようなものについては、それぞれの常任委員会に個別に付託できるよう、別々の請願書を作成してください。

陳情の場合も様式は請願書と同じですが、紹介議員は必要ありません。なお、受理した陳情は陳情送付表にまとめ、所管の常任委員会に送付します。

記載例

表紙

内容

請願書	〇〇〇〇に関する請願趣旨(簡単明瞭に) …………… …………… 平成 年 月 日 (提出年月日) 伊勢崎市議会議長 〇〇〇〇宛 請願者住所 〇〇〇〇印 (個人の場合その氏名、法人の場合その名称と代表者の氏名)
紹介議員 〇〇〇〇 (署名または記名押印)	

(A4版)

平成26年度会派別政務活動費収支報告をホームページで公開しています

政務活動費は、地方議会の活性化や議員の調査研究その他の活動基盤の充実等を図る観点から、これらの活動に必要な経費の一部を助成するものです。

政務活動費の執行状況は市のホームページで公開しています。

■伊勢崎市ホームページ(<http://www.city.isesaki.lg.jp>)



伊勢崎市議会の
バナーをクリック

平成26年度 会派別政務活動費収支報告

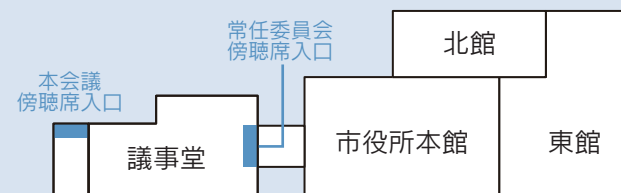
会派名	人数	交付額	支出額
伊勢崎クラブ	17人	6,545,000円	6,774,588円
政経クラブ	6人	2,240,000円	2,250,272円
公明党	3人	1,155,000円	1,023,024円
日本共産党議員団	2人	770,000円	625,533円
正論の会	1人	385,000円	400,349円
いせさき未来	1人	385,000円	386,832円

議会を傍聴しましょう

議会の本会議、常任委員会(総務委員会、文教福祉委員会、経済市民委員会、建設水道委員会)及び決算特別委員会は傍聴することができます。

本会議は議場で、常任委員会及び決算特別委員会は委員会室で行われ、開会は、午前10時からの予定です。

なお、日程、時間等は変更になることがあります。



次回定例会日程表(予定)

8月31日(月)	本会議
9月 3日(木)	本会議
4日(金)	本会議(一般質問)
7日(月)	本会議(一般質問)
9日(水)	決算特別委員会
10日(木)	決算特別委員会
11日(金)	本会議
16日(水)	総務委員会
17日(木)	文教福祉委員会
18日(金)	経済市民委員会
24日(木)	建設水道委員会
30日(水)	本会議

質問 地方創生とは地方の人口減少に歯どめをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取り組みで、国では、担当大臣を置くほどの力の入れようです。その地方創生の先取りを行ったのが、五十嵐市長が掲げる、伊勢崎をもっと元気に、もっと豊に、もっと安全にのまニフエストではないでしょうか。

五十嵐市長は就任されて以来、人口減少問題に取り組み、工業団地造成優良企業誘致、子育て支援、働く場所の確保を図り、本市の人口はふえ続けています。

一方、昨年発表になった人口推計結果では、現在の市区町村の約半分の896市区町村は、2040年までに消滅する可能性があるとの驚きの内容でした。今、何も手を打たなければ大変な事態に陥るため、国は、まち・ひと・しごと創生法を制定しました。そこで、まち・ひと・しごと創生の捉え方、本市の取り組みと、市議会として、まち・ひと・しごと創生会議への協力方法についてお聞きします。

答弁 国においては、まち・ひと・しごと創生法を昨年11月に施行し、人口減少克服及び地方の創生という構造的課題に正面から取り組み始めました。



雇用の創出につながる工業団地

その他の質問

- ・魅力ある観光づくりについて
- ・学校規模適正化について

本市も10年後には人口減少に転じることが予測されています。人口減少を今後の重要な課題として捉え、定住人口の増加を図るため、まちづくり重点プログラムを設定し、第2次総合計画の関連分野における対策をより具体的に、より一層推進する計画として、策定することとしました。

次に、取り組みですが、本部長を副市長、副本部長を教育長、本部長を全部長とする、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、本市の人口ビジョン及び総合戦略案の策定を進めていきます。その都度、御意見をいただきたいと考えています。

質問 毎月2回の燃えないごみの日と粗大ごみの収集日には、自転車に大きなビニール袋を下げた人たちや、巡回を繰り返す車両が多数見受けられます。いわゆる、ごみ集積所に寄せられた資源物の持ち去りの人たちです。

この持ち去りは、年を追うごとに人数がふえ巧妙化しており、会議所や集会所に集めてストックしている資源物まで持ち去るという事例が頻発している状況です。

警察署に相談したところ、現行犯でなければ対応は難しく、その現場に居合わせたとしても、直接の対応はトラブルに発展する可能性もあるので、まずは警察に通報をしてくださいとのことでした。

前橋市や高崎市、桐生市、太田市、館林市、みどり市は第三者によるごみの収集運搬を禁止する条例の制定をしています。本市においても、窃盗が後を絶たない状況下において、治安と市の名誉と責任において、資源ごみ持ち去り禁止条例の制定についての考えをお聞かせください。

答弁 本市の資源ごみの回収は、ごみステーションではなく会議所等に出す拠点回収で行われています。また、資源ごみの所有権は施設の所有者であ



持ち去り禁止条例制定の考えは

その他の質問

- ・公営斎場について

る行政区に帰属しているため、ごみの持ち去りは犯罪に当たると認識しています。

また、ごみステーションに出されるアルミ缶等の資源ごみは、これまで行政区での自主回収、売却を推奨してきました。その結果、現在100を超えている行政区が実施しており、売却益は行政区の活動費用の一部としています。

他の自治体が制定している資源ごみ持ち去り禁止条例は、ごみステーションに出された資源ごみの所有権を自治体としていることが多く、現状では行政区の活動に支障を来すおそれがあるため、今後行政区の意向や他市の状況等を調査し、検討していきたいと考えています。

地方創生について

伊勢崎クラブ
定 方 英 一

いみ問題について

伊勢崎クラブ
新 井 智

第3回定例会の概要

今定例会の市長提出議案は、条例関係6件、平成27年度補正予算1件、人事案件1件、その他7件の合わせて15件です。(審議結果は、11ページに掲載)

6月12日

本会議が開かれ、会期を6月26日までの15日間と決め、会議録署名議員の指名を行いました。

続いて、伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例案など14議案について、市長から提案理由の説明があり、質疑が行われた後、所管の各常任委員会に審査を付託しました。

6月15・16日

一般質問が行われ、14人の議員が質問し、市長や教育長、所管の部長から答弁がありました。(一般質問の概要は、3ページから掲載)

6月17日

総務委員会が開かれ、付託された3議案について審査が行われました。

6月18日

文教福祉委員会が開かれ、付託された6議案について審査をした後、所管事務調査が行われました。

6月19日

経済市民委員会が開かれ、付託され

た1議案について審査をした後、所管事務調査が行われました。

6月22日

建設水道委員会が開かれ、付託された4議案について審査をした後、所管事務調査が行われました。

(各常任委員会)の審査の概要は、10ページに掲載

6月26日

本会議が開かれ、各常任委員長から付託された議案について報告があり、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、人権擁護委員候補者の推薦について1議案を審議し、異議ないものと決定されました。

主な議案の概要

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正及び軽自動車税の減免申請期限の見直しに伴い、改正の必要を認めたものです。

個人市民税においては、所得税において国外転出時の譲渡所得課税の特例が創設されたことに伴い、所得割の課税標準の計算に当たり、当該譲渡所得を除いて計算するための規定の整備を図るとともに、所得税法の一部改正による項すれを改めるものです。

法人市民税においては、外国法人に係る規定の所要の整備を図るとともに、

法人税法の一部改正による条すれを改めるものです。

固定資産税においては、新築のサードビブ付き高齢者向け賃貸住宅に係る当該特例割合を、3分の2と定めるものとす。

軽自動車税においては、納税義務者の利便性を考慮し、減免の申請期限を、納期限7日前までから納期限までに延長するものとす。

市たばこ税においては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに段階的に廃止するとともに、各引き上げ日前に販売のため所持する小売販売業者等に対して、引き上げ分に相当する手持品課税を行うものとす。

伊勢崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

平成25年度税制改正における条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する改正規定の施行期日を、平成28年1月1日に改めるものとす。

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員について、厚生労働省令で定められた更新研修の定期的な受講を義務づけるものとす。

平成27年度伊勢崎市一般会計補正予算(第1号)

土地・建物の購入や道路・施設の整備等に係る費用の追加及び地

域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の内示に伴う補正が主なもので、歳入歳出予算にそれぞれ2億9829万円を追加し、その総額を737億9829万円とするものとす。

事業の主なものは、(仮称)障害者センター整備事業や、地域からの拡幅等の要望に対応するための生活道路整備事業などです。

赤堀小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について

- ・工事場所 西久保町一丁目72番地
- ・請負代金額 3億780万円
- ・受注者 柏井建設株式会社



赤堀小学校

あずま幼稚園舎改築工事請負契約の締結について

- ・工事場所 東町2672番地1
- ・請負代金額 1億6362万円
- ・受注者 第二工業株式会社

支援車Ⅱ型の取得について

- ・取得予定価格4729万3200円
- ・契約の相手方 株式会社佐藤工業所

三光町（旧西町） かわいの整備・振興について

政経クラブ
堀 地 和 子

質問 この地域は城下町として江戸時代の初期から町並みが形成された伊勢崎市の歴史発祥地です。

そこで、この地域の現在の整備状況と都市計画マスタープランにおける位置づけについてお尋ねします。

次に、この地域には、歴史を感じさせる民謡作家の町田佳聲の生家であり、かつ、群馬県議会で初の女性議会議員の町田とくを輩出した町田邸、重要文化財を擁する相川考古館、江戸時代に建てられた武孫平宅など点在していますが、その活用方法及び整備を進める上での課題をお伺いします。

答弁 まず、これまでの整備状況は、中央土地区画整理事業の一部として、区画街路及び三光公園等の公共施設が整備改善されました。伊勢崎市都市計画マスタープランにおきましては、地域づくりの基本構成として、都市防災性を高め、歴史風土に触れながら回遊することのできる市街地空間の形成を目指しています。

次に、地域の資産ですが、三光町には、国指定重要文化財の埴輪4点と市指定重要文化財の関重巖著伊勢崎風土記ほか2点が相川考古館に保管されています。また、群馬県指定重要文化財として相川家茶室觴華庵、伊勢崎市中

化財として伊勢崎河岸の石灯籠が指定されています。

また、活用方法として、この地域を含んだまちなかの地域資産を巡る赤石まちめぐり散策マップを作成し、点にする歴史的資産を線で結び、回遊性を持った歴史回廊を創出し、まちなか観光の振興を図り、まち歩き事業を実施しています。

次に、この地域の整備を進める上での課題ですが、建物等が市所有の資産ではないため、直ちに整備を実施することは難しいと考えますが、今後、建物等の所有者から申し出があった場合、その意向に沿って検討していきたいと考えています。

その他の質問

- ・都市計画税について
- ・ごみステーションについて



相川考古館の外観

安心安全なまちづくりについて

伊勢崎クラブ
新 藤 靖

質問 安心して安全に過ごすことは誰もが願う共通の思いです。

まず、本市の安心安全のために活動していただいているボランティアや各種団体の活動状況と今後の取り組みについてお聞きします。

次に、防犯対策の強化について本市の取り組みの現状と今後の考え、防犯カメラの設置状況についてお聞かせください。

また、地域の目が一番の防犯につながるとも考えますので、本市の安心安全のために活動していただいているボランティア、特に老人クラブによる下校時の通学路見守り活動の今後についてお聞かせください。

さらに、平成17年9月に県内でいち早く制定し、10年目を迎える伊勢崎市安心安全まちづくり条例の効果と今後の課題についてお聞きします。

答弁

公民館単位で設立した各地区安心安全パトロール協議会が、パトロール活動を行っています。今後の取り組みは、警察との連携を図り各防犯活動団体のサポート強化に努めます。

防犯対策の強化の取り組みとしては、青色防犯パトロール事業、安心安全サポート事業、防犯協会による活動などです。また、防犯カメラ内蔵防犯灯事



通学路見守り活動

その他の質問

- ・消防について
- ・フェイスブックについて

業は、現在20小学校区、伊勢崎駅、境町駅などに151基を設置しており、本年度は残りの4小学校区に設置することにより、全ての小学校区の整備を完了する予定です。

老人クラブによる見守り活動は、学校、老人クラブ、行政の三者がより一層連携を取り合い、下校時の通学路の見守り活動を実施していただきたいと思います。

伊勢崎市安心安全まちづくり条例の効果により、平成17年に4841件であった刑法犯認知件数が、昨年は2576件までに減少しています。今後の課題は、刑法犯認知件数のさらなる減少であると考えています。

空き家対策について

公 明 党

阿 久 津 尚 子

質問 空き家の増加が社会問題になっており、今後も人口減少や高齢化の影響で、空き家はふえていく見通しです。管理が不十分な空き家は、老朽化で倒壊する恐れがあり、災害時に避難の妨げになりかねません。また、ごみの不法投棄や不審者の侵入など犯罪の温床になるほか、街の景観や衛生にも悪影響を与えます。

全国を見ても、昨年の10月時点で、401の地方自治体が、空き家を管理する条例を施行しており、県内では、前橋市と太田市が条例を制定しています。

そこで、本市の空き家対策及び今後の方向性についてお聞きします。

答弁 近年、適切な管理が行われていない空き家が増加し、安全性の低下や公衆衛生の悪化など、住民の生活環境に深刻な影響を与えています。こうした状況の中、国は空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、対応を始めたところです。

本市では、本年5月26日の法律の全面施行を受けまして、本年度中に、市内全ての空き家となっている建物の実態調査を行い、空き家のデータベース整備を進め、現在その調査方法について検討しています。さらに、調査結果



条例制定の考えは

を踏まえた上で、特定空家への対処に関する事項等を定める空き家対策計画の策定と、本市の空き家対策条例の制定を検討していきます。

また、市民の皆様からの空き家に関する苦情や相談は、環境保全課で対応するとともに、体制が整うまでの期間に建物の老朽化や、樹木の繁茂等により対策が必要となる空き家につきましては、本市のまちをきれいにする条例、火災予防条例や群馬県犯罪防止推進条例等に照らして対応をしていきたいと考えています。

その他の質問

- ・婚姻届の受け付け時における市民へのサービスについて
- ・市民病院における専門外来について
- ・街路樹の管理について
- ・文化財について

学校区の見直しについて

伊勢崎クラブ

宮 田 芳 典

質問 現在本市には、同じ地区内で小学校区が幾つかに分かれている地区がありますが、さまざまな行事は地区ごとに行われています。

そこで問題になるのが、子供たちの各行事への参加率です。同じ小学校に通う友達が行事の際に別々の地区に分かれて参加しているため、参加率が減少しています。この点からも、地域とのかかわり合いや、地域、地区とともにある学校づくりが必要だと、各区長は感じています。

学校と地域の関係は、子供を中心に据えて、先生、保護者、地域住民が三位一体の体制を構築し、ともに学び合い、人間的な成長を遂げていくという姿が理想です。

そこで、学校区の見直しについて、学校区の現状と今後の展開をお聞きします。

答弁

本市には小学校24校、中学校11校、中等教育学校1校があります。特認校として市内全域から児童募集を行っている北小学校と、県内全域から生徒を募集している四ツ葉学園中等教育学校を除き、各小中学校には、それぞれに学校区が定められています。

学校区は、児童生徒が安全に通学できることを目的として、行政区や河川



地域とともにある学校づくりを

その他の質問

- ・小中一貫教育について
- ・都市計画道路整備における国・県との連携について

高齢者の地域支援について

政経クラブ

森田修

質問 地域包括ケアシステムの構築に向けて努力していると思いますが、そのシステムの鳥瞰図を示していただと、我々市議会議員もそれに沿った行動がとれると思います。例えば新潟県長岡市には、厚生労働省のモデル事業となった新しい取り組みがあります。住んできた地域で介護を受けられるように、20床程度の小さな多機能型施設を各地区に作り、365日24時間体制で面倒を見るというモデルです。

そこで、本市においては、どのような地域包括ケアシステムを構築していくのか、また、実現に向けての活動状況についてお聞かせください。

答弁 地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、介護の必要な状態になった人々が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援住まいを一体的に提供できるよう、市町村が中心となって、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げる必要があります。このシステムを構築するための施策として、中心的役割を担う地域包括支援センターの機能強化が必要です。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者

のためには、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための関係者連携、認知症高齢者に対する施策の推進、地域ケア個別会議の開催、地域ケア会議の充実、元気高齢者の社会参加と各種介護予防の推進が考えられます。これらの施策を推進し、各圏域の特性に応じた柔軟な支援をしていくことが、本市の地域包括ケアシステムのあるべき姿を構築するものと考えます。

次に、実現に向けての活動状況ですが、地域包括支援センターの機能強化として、来年度から日常生活圏域をもとに9圏域に地域包括支援センターを設置します。そのうち1圏域は市の直営であり、基幹型センターとしての機能を持ち、定期的な点検や評価を行い、必要に応じた改善の指導等を行うことで、圏域ごとの地域包括支援センターの機能強化を図ります。

今後も地域の関係者と連携を図り、本市の地域包括ケアシステムの構築に向け、各種施策の推進に努めていきたいと考えています。

その他の質問

- ・空き家について
- ・ひきこもりについて
- ・波志江スマートICの周辺道路整備について

道の駅について

伊勢崎クラブ

須永聡

質問 本市には、赤堀花しょうぶ園、天幕城址あかぼり蓮園、小菊の里など四季折々の花の名所や県内有数の集客力を誇る華蔵寺公園、世界遺産の田島弥平旧宅、さらには伝統工芸品である伊勢崎絣などさまざまな観光資源があります。また、来年度には国道17号上武道路も全線開通の予定であり、本市の交通の要衝としての優位性がさらに高まります。

そこで、道の駅を設置することにより、年間を通じて伊勢崎市を全国に発信できますし、さらに雇用の創出などさまざまな効果があると考えますが、本市の考えをお聞かせください。

また、道の駅設置の考えに対する過去の答弁には、道路利用者や地域住民の利便性、さらには地域産業の振興などを踏まえ、長期的な視野に立った研究を進めるとありましたが、現在までの研究内容についてお聞かせください。

なお、設置に向けた取り組みについてですが、既に近隣には多くの道の駅がありますので、先進事例を参考にし、後発の利点を最大限に生かして、多くの人を集められる道の駅を設置することと、地域間競争に打ち勝つ事が出来ると考えますが、本市の考えをお聞きます。

その他の質問

- ・地域の防犯体制の強化について
- ・農地中間管理事業について
- ・感謝状や表彰状について

マイナンバー制度について

伊勢崎クラブ

大木光

質問 マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現し、社会基盤となるもので、本年の10月に番号交付が始まりますが、その概要を教えてください。また、以前よりある、住民基本台帳カードとの違いも教えてください。高齢者、パソコンの利用環境がない方や利用できない情報弱者への対応についてお聞きます。

また、個人情報流出時や、カードの紛失等により、再発行するケースも出てくると思いますが、再発行にかかる期間や費用についてもお聞きます。

さらに、条例を制定する考え、今後の取り組みについてもお聞きます。

答弁 マイナンバー制度は、本年10月から順次、住民票を有する全ての人に12桁の番号が記載された通知カードを送付します。来年1月から社会保障、税及び災害対策の分野における手続において、利用を開始し、個人番号カードの交付も始まります。住民基本台帳カードとの違いは、医療等の分野への拡大やカードの一元化など、利用の幅が広がっていくものと考えます。

情報弱者への対応として、パソコンがない人にも使用していただけるよう市の出先機関等への端末の設置を検討



1月から希望者に発行が予定されるカード

その他の質問

- ・空き家対策について

したいと考えています。

次に、個人情報流出時の対応ですが、パスワードが設定されており、カードに記載以外の情報漏えいはありませんが、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあるときは、直ちに新しい個人番号を作成します。その場合、費用はかかりませんが、本人の責めにより紛失した場合は、再交付手数料を見込んでおり、通知カードは500円、カード再交付と電子証明書を合わせて1000円と国から示されています。

個人情報保護条例等の改正、新たな条例の制定を9月及び12月議会への提出を考えており、個人番号に係る通知や申請者への個人番号カードの交付の準備を進めています。

新学校給食調理場の建設について

伊勢崎クラブ

矢島笑鯉子

質問 本市では、3つの学校給食調理場を統合する計画があり、統合して12000食つくることとなります。群馬県で1番大きな調理場となります。現在よりも良い学校給食が提供できることをアピールできるようにできれば市民を初め群馬県内でも立場のない状況になってしまふと思われれます。例えば、野菜は伊勢崎産100%、群馬県で1番おいしい学校給食を群馬県で1番大きい調理場で実現します、といったスローガンを打ち出し、本計画を本市の目玉事業となるように、熟慮しながら慎重に計画していく必要があると思われれます。子供達を第一に考え、知恵と工夫を凝らして、検討していると思います。

そこで、新調理場の建設に至る経緯、統合によるメリットとデメリット、稼働開始までのスケジュール、概要設計の内容及び今後の調理場のあり方についてお聞かせください。

答弁 まず、建設に至る経緯ですが、学校給食は、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を心がけています。

調理場施設の老朽化に早急に対応するため、学校給食あり方庁内検討委員会を設置し、平成22年度から検討を

行った結果、現行の共同調理場方式を採用した新調理場を建設する結論に至り、庁内調整会議で調整後、学校給食運営委員会です了承を得て本年度から基本設計等に着手する事となりました。

統合のメリットは一括仕入れにより食材価格が抑えられ、職員及び衛生面の管理が一元化でき、管理体制が充実する事です。一方、配送区域が広がり、配送に要する時間が多少長くなりますが、保温保冷機能の優れた容器や、配送車の増車により、基準時間内に配達できるよう取り組みます。

次に、稼働開始までのスケジュールですが、本年度に基本設計等を行い、平成28年度建設着工し、平成30年4月稼働を目指しています。

概要設計の内容ですが、リスク回避及び分散の考えや作業動線の簡略化等も設計に反映し、食物アレルギーへの対応や、食育の推進も図っていききたいと考えています。

今後の調理場のあり方については、各施設の耐用年数や老朽化等を考慮し、施設整備計画に位置付けて、計画的に進めていきたいと考えています。

その他の質問

- ・都市計画決定された公園の整備について

教育について

政経クラブ
多田 稔

発達障がいについて

公明党
手島 良市

質問 報道によりますと、夜間中学は外国人や不登校だった方の利用がふえています。夜間中学に通学する方は、昼間は働いている方もいますので、自宅や職場から遠いと通学を継続することが困難です。しかし、夜間中学は全国的に少ないため、文部科学省は外国人や不登校だった生徒などの潜在的なニーズが高いとして全都道府県に最低1校は設置できるよう、財政支援や広報活動に力を入れるとのことですが、

本市において、外国系児童・生徒や不登校の児童・生徒が多い現状、学齢を過ぎた方が学び直す場としての役割などを考慮すると、県内一カ所目として本市に夜間中学設置の必要性は高いと思います。また、聴講生制度等の創設で入学資格を弾力化することも必要と考えます。

そこで、夜間中学の必要性に対する認識及び設置の考えについて伺います。

答弁 昨年度の文部科学省の調査によると、夜間中学は全国に31校あり、就学者1849人のうち約8割が外国籍の人々であり、日本語の習得を主な目的としている状況が報告されています。このような状況から、制度制定当初に比べ、目的や対象者が少しずつ変



NPO法人の日本語教室

化していることが認識できます。本市の特徴として、多くの外国系市民が居住しているため、日本語を習得する点では潜在的なニーズがあると考えます。そこで、就学ニーズの把握を初め、夜間中学を設置する場合の課題等について県教育委員会と連携しながら、その必要性や可能性を含め、調査研究していきたいと考えます。

その他の質問
行政改革について

質問 発達障害の児童は、周囲の人から理解されにくく、悩み続けている保護者が潜在的に多いと推測されます。そこで、発達障害の子供を産み育てた経験を有する方々が心理的な支援を行うペアレントメンターを育成し、研修会を行うなど、保護者同士が支え合える制度を本市が窓口となつて立ち上げることに伺います。

発達障害を持つ人は、コミュニケーションにおいて推測や予測が不得手であり、社会生活、特に集団生活における人間関係に大きな支障を来します。このような状況が長く続くと、うつ症状などを引き起こし、社会生活を営むことが難しくなります。早い段階で自分の障害を理解する機会と、社会で生活するための技能を修得するために、S・S・T(社会生活技能訓練)の実施が必要だと思いますので、市長の考えをお聞きます。

また、発達障害児・障害者の、乳幼児期からの運動や言葉、発達に関して受けた診断・相談・療育状況などに関する支援内容を継続して記録し、環境や支援者が変わっても同じ支援が受けられるためのサポートブックを作成すべきと考えますが、見解をお伺いします。

答弁 本市ではペアレントメンター制度と同様な事業として、発達障害児者を抱える親の会や障害者活動支援協会が協力し、親同士による交流や支援者の育成について勉強会を実施しています。発達障害児者に対する支援は重要であるので、継続したいと考えます。次に、S・S・Tについてですが、平成24年4月から地域ふくし館うえはすにおいて、自立・生活訓練事業を行うためにS・S・Tを実施しています。今後も、障害をお持ちの方が地域で安心して暮らせるための技術習得に向けた支援を継続したいと考えています。

その他の質問
国民健康保険健康推進奨励金の導入について
救急搬送について
感染症情報収集システムについて
ICT教育について

介護保険制度の改正について

日本共産党議員団
北島 元雄

戦略的な高齢者・介護政策の実施について

いせさき未来
馬庭 充裕

質問 介護保険制度は始まって以来の大改悪が行われ、自助共助を核にした制度に改正されました。6月1日号の広報紙で、制度改正の説明がありましたが、4月からの保険料の大幅値上げで、老後の生活設計の変更を余儀なくされる世帯があるにもかかわらず、周知は2カ月後でした。複雑な制度改正を介護が必要な高齢世帯に伝えるには、丁寧な対応が必要です。ケアマネジャー任せではなく、実施者として責任を持った周知を図っていくことが必要です。どのように周知していくのかお聞きます。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きます。要支援者を介護保険から締め出す狙いで始まる新総合事業の内容は、市町村の判断ということになり、これまでの全国一律の介護保険制度から、地方自治体の取り組みによっては、大きな差が出ることになり自治体の力量が問われます。

そこで、本市における新総合事業への移行の日程、取り組みの状況及び計画、地域包括ケアへの取り組みと地域包括支援センターの役割についてお聞きます。

答弁 今回の制度改正により、介護サービス利用者に負担をお願いする改

正事項が、本年4月1日から順次施行されているため、丁寧な周知を行うことが重要と考えます。このことから8月からの費用負担における改正事項については、再度、広報紙に記事を掲載するなど、今後もさまざまな機会を活用し、丁寧な周知を行っていききたいと考えています。

次に、本市の介護予防・生活支援サービス事業開始準備状況は、利用者のサービス利用に係る意向を把握するため、調査を実施しました。先行事例の研究を行い、本市の地域資源の把握を行う等、検討を重ねてきました。なお、早期移行という国の方針に沿い、来年4月時点でのサービスについては、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について現行のまま総合事業へ移行し、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業とともに実施していきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括支援センターとしての運営を考えています。

その他の質問
住宅政策について
保育所、保育園、認定こども園等の2号、3号認定利用者負担について
境島村地区について

質問 平成28年度に開始する介護予防・日常生活支援総合事業は、今までにどのような検討がされたのでしょうか。そして、今後追加する新たなサービスは、事業所や地域と検討会議を設置し、本市での可能な総合事業について検討すべきと考えますが、市長の御意見をお聞きます。

今年度、地域包括支援センターを1カ所から9カ所へ増加し、うち8カ所を委託する中で、委託先の体制の課題への対応、市の役割として各地域包括支援センターの業務確認や実地監査指導はどのように行うのでしょうか。

答弁 介護予防・日常生活支援総合事業について事業所を対象とした意向調査をした結果、現行の訪問介護及び通所介護は継続実施が可能との回答でした。また、サービス供給面の把握、地域住民やボランティア等によるサービス提供について検討した結果、介護予防・生活支援サービス事業としてのサービス提供には少し時間がかかるとの認識でした。そこで、平成28年4月の介護予防・生活支援サービス事業の開始時は現行のまま実施し、その後、サービス提供可能なものから順次開始し多様化を図り、住民主体の支援活動推進に努めたいと考えます。事業者と

有識者を含めた提供サービスの検討は、説明会を開催し、介護予防・生活支援サービス事業実施内容の説明及び意見交換を行う予定です。

地域包括支援センター委託に関する課題の対応は、地域包括支援センター機能の維持・強化として、国の示す方針の例示をもとに事業方針を作成し提示します。また、市及び委託する地域包括支援センターで連携を図りながら事業の実施、評価、改善に取り組み、さらに市は、基幹型センターとして地域包括支援センター全体の総合調整、委託包括の後方支援を行います。

今後も、想定される課題と対応について検討し、適正かつスムーズな業務開始に向け準備を行いたいと考えます。

その他の質問
難病支援について



地域の特性にあった介護予防を

常任委員会審査

6月12日の本会議で委員会付託された議案について、各常任委員会における審査経過及び結果概要は次のとおりです。

総務委員会

平成27年度伊勢崎市一般会計補正予算(第1号)については、審査において「コミュニティ助成事業費補助金の減額理由について質疑があり、これに対し、3行政区を県に申請したが、2行政区が不採択となったことにより減額するものである」との答弁がありました。また、勤労者福祉施設管理運営事業における工事請負費の増額理由について質疑があり、これに対し、人件費及び部材の経費が高騰しているためであるとの答弁がありました。また、豊受幼稚園園舎耐震補強事業における工事請負費の増額理由について質疑があり、これに対し、当初4ブレースの設置を予定していたが、補強増のため、6ブレース設置することに変更しようとするためであるとの答弁がありました。さらに、あずま幼稚園園舎改築事業における工事請負費の減額理由について質疑があり、これに対し、国の経済対策補正予算の前倒しに伴い平成27年3月補正で予算化して、繰り越したことにより、本年度に計上されている予算が当該繰り越した予算と重複するため減額するものであるとの答弁がありました。

れるとの答弁がありました。
なお、慎重に審査を行った結果、付託された1議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

建設水道委員会

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例案については、審査において、特定帰還者の認定要件について質疑があり、これに対し、平成23年3月11日現在において避難指示区域または避難解除区域内に居住していた者で、当該住宅が所在した市町村に帰還を予定している者であるとの答弁がありました。

次に、市道路線の廃止については、審査において、(境)2-1-13号線の廃止理由について質疑があり、これに対し、道路の払い下げに基づき廃止するものであるとの答弁がありました。次に、市道路線の変更については、審査において、(伊)5-255号線の拡幅について質疑があり、これに対し、変更後も従来どおりの幅員であるとの答弁がありました。

次に、市道路線の認定については、審査において、市道路線の認定要件について質疑があり、これに対し、片側に側溝が整備され、隅切り等を設けた幅員5メートルの道路及び両側に側溝が整備された幅員6メートルの道路を認定しているとの答弁がありました。
なお、慎重に審査を行った結果、付託された4議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

平成27年第3回定例会提出議案等の審議結果

市長提出議案

番 号	件 名	付託先	期 日	結 果
第66号	伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例案	総 務	6.26	可決(全会一致)
第67号	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	経済市民	6.26	可決(全会一致)
第68号	伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	文教福祉	6.26	可決(全会一致)
第69号	伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	文教福祉	6.26	可決(全会一致)
第70号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案	文教福祉	6.26	可決(全会一致)
第71号	伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例案	建設水道	6.26	可決(全会一致)
第72号	平成27年度伊勢崎市一般会計補正予算(第1号)	総 務	6.26	可決(全会一致)
第73号	赤堀小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結について	文教福祉	6.26	可決(全会一致)
第74号	あずま幼稚園園舎改築工事請負契約の締結について	文教福祉	6.26	可決(全会一致)
第75号	支援車Ⅱ型の取得について	総 務	6.26	可決(全会一致)
第76号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	文教福祉	6.26	可決(全会一致)
第77号	市道路線の廃止について	建設水道	6.26	可決(全会一致)
第78号	市道路線の変更について	建設水道	6.26	可決(全会一致)
第79号	市道路線の認定について	建設水道	6.26	可決(全会一致)
第80号	人権擁護委員候補者の推薦について 長岡由美子氏(田部井町一丁目)		6.26	異議ないものと決定(全会一致)

陳 情

番 号	件 名	送付先
第1号	市道改修工事に関する陳情	建設水道

次に、支援車Ⅱ型の取得については、指名競争入札における指名業者数について質疑があり、これに対し、4者であるとの答弁があり、また、支援車Ⅱ型の概要について質疑があり、これに対し、3人まで乗車可能な四輪駆動のディーゼル車で、災害の種類に応じ、脱着式のコンテナ2基または平ボディ11基が積み込め、5.5トンまで積載可能であり、火災、地震、台風などあらゆる災害現場へ消防活動における資機材を搬送するための車両であるとの答弁がありました。

なお、慎重に審査を行った結果、付託された3議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

文教福祉委員会

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、審査において、地域包括支援センターにおける介護支援専門員の人数について質疑があり、これに対し、主任介護支援専門員3人、介護支援専門員8人を配置しているとの答弁がありました。また、改正に伴う研修時間の変更について質疑があり、これに対し、実務研修が87時間、専門研修課程1が56時間、専門研修課程2が32時間、主任介護支援専門員研修が70時間、主任介護支援専門員更新研修が46時間の計291時間となるものであるとの答弁がありました。

次に、伊勢崎市特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案については、審査において、改正による該当者数について質疑があり、これに対し、現在、本市には該当者はいないとの答弁がありました。

次に、赤堀小学校校舎耐震補強工事請負契約の締結については、審査において、入札者数及び工期について質疑があり、これに対し、9者の入札があり、工期は平成27年6月25日から平成28年2月29日までを予定しているとの答弁がありました。また、授業への影響について質疑があり、これに対し、大規模な工事になることから、学習に支障が生じないよう、旧赤堀中学校の校舎を一時的に仮設校舎として使用する計画であるとの答弁がありました。さらに、耐震補強以外の工事内容について質疑があり、これに対し、外壁等のクラック補修、屋上の防水工事、職員室、放送室及び相談室等の改修を予定しているとの答弁がありました。

次に、あずま幼稚園園舎改築工事請負契約の締結については、審査において、当初工事請負費の予算額と、今回の請負代金に高額な差額が生じる理由について質疑があり、これに対し、本工事は、全体の工事のうち、本体の建築工事であり、電気設備工事、機械設備工事については今後の発注となるため、差額が生じたものであるとの答弁がありました。

次に、和解及び損害賠償の額を定めることについては、審査において、損

害賠償の内容について質疑があり、これに対し、歯科インプラント治療費及び慰謝料等であるとの答弁がありました。また、埋伏歯の状況について質疑があり、これに対し、犬歯1本、第一小臼歯1本の計2本の永久歯であるとの答弁がありました。

なお、慎重に審査を行った結果、付託された6議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。



改築予定のあずま幼稚園園舎

経済市民委員会

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案については、審査において、改正による市民への影響について質疑があり、これに対し、条約適用配当における改正で、日本人が海外の投資事業組合の構成員である場合、相手国による個人への課税は、金融機関での特別徴収が可能であるが、団体への課税は、個人に申告義務が生じるが、現状では該当はなく、市民への影響はないと見込ま